

令和5年度第13回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和6年3月14日

場所 十和田市役所別館4階会議室

令和5年度第13回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開 会 日 時 令和6年3月14日(木) 午後2時04分

3. 閉 会 日 時 令和6年3月14日(木) 午後2時41分

4. 出席農業委員(18名)

1番	脊戸潤子君	2番	沢井清治君
3番	小笠原松寿君	4番	沢目勝弘君
5番	米田拓実君	6番	中野雄一郎君
7番	芋田一弘君	8番	立崎和寿君
9番	山田利昭君	10番	稲田優憲君
11番	奥山博君	12番	小田正喜君
13番	外山康仁君	14番	竹浦寿広君
16番	杉山秀明君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	箕輪展忠君

5. 欠席農業委員(1名)

15番 野崎さち子君

6. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

十和田湖地区	白山雄治郎君	三本木地区	米内山義治君
三本木地区	山端敏行君	四和地区	工藤優美子君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	田中稔君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	小笠原一成君	東部地区	山端潤一君
藤坂地区	市崎貴之君	六日町地区	平舘龍徳君

7. 会議に付した案件

- 報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第49号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 議案第81号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第82号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第83号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第84号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
- 議案第85号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第86号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- 議案第87号 令和6年度十和田市農業委員会事業計画について

8. 議事録署名委員

1番 脊戸潤子君 18番 山崎誠一君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	櫻田修一郎	事務局次長	安本宗徳
事務局農地係長	村中健大	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	東浩治	事務局主査	佐々木徳幸
事務局主事	佐藤菜奈		

10. 書 記

事務局主事 佐藤菜奈

議長（箕輪展忠君）本日の欠席通告者は、15番 野崎 さち子 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年3月5日に告示招集いたしました。令和5年度第13回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（箕輪展忠君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。1番 脊戸 潤子 委員、18番 山崎 誠一 委員を指名いたします。

議長（箕輪展忠君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（箕輪展忠君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第48号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）1ページをお願いします。報告第48号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、2ページから3ページまでの合計10件34筆53,645平方メートルです。今後の意向については、64番と65番は未定であっせん希望が出されています。66番から68番は自ら耕作、69番は未定、70番は自ら耕作、71番は別人と売買、72番と73番は別人と貸借となっています。なお71番は農地法第5条での議案が、72番は農地法第3条の賃借権設定の議案が関連して提出されています。次に4ページです。農地中間管理事業によるものが、4ページから5ページまでの、合計8件9筆29,049平方メートルです。今後の意向は、31番は受け手の変更、32番と33番は売買予定、34番から37番は受け手の変更、38番は売買予定となっていま

す。なお、今回協力金の返還はありません。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第48号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第49号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）6ページをお願いします。報告第49号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、7ページから12ページです。今回は、合計10件133筆332,159平方メートルです。取得事由は全て相続によるもので、権利の内容は、118番及び125番はのみ賃借権の取得、その他は所有権の取得となっております。取得後の内容については、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。今回、あっせんの希望はございません。なお、現況が宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思えます。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第49号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、立崎班長、沢目委員、杉山委員の3名です。令和6年3月5日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時09分

（ _____ 委員、 _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時09分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第81号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）13ページをお願いします。議案第81号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、14ページから19ページです。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。8番立崎和寿委員をお願いします。

報告委員（立崎和寿君）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転9件、賃借権の設定11件、使用貸借による権利の設定2件、地上権の設定1件の合計23件です。所有権の移転は、120番から127番までが売買によるもの、128番が知人へ贈与するものです。このうち新規取得は、121番、122番、127番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、労力不足によるものです。地上権の設定は、相手方要望によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、全ての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）立崎委員ありがとうございました。

議長（箕輪展忠君）次に、新規取得者に対する聴取調査の結果について報告をお願いします。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（米内山義治君）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。14ページの申請番号121番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、3月5日午後1時45分、市役所別館4階会議室1において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）米内山推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、切田地区 田中 稔 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（田中稔君）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。14ページの申請番号122番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、3月5日午後2時、市役所別館4階会議室1において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）田中推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、十和田湖地区 中屋敷 光男 農地利用最適化推進委員ですが、欠席しているので代わりに事務局から説明させます。

農地係長（村中健大君）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。15ページの申請番号127番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、3月5日午後2時30分、市役所別館4階会議室1において調査員3名と中屋敷光男推進委員の計4名により聴取調査が行われました。譲受人は、当該申請に係る農地に隣接する住宅に移り住み、営農する計画を有しております。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等が確認されましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断されました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。何かありませんか。6番。

農業委員（中野雄一郎君）6番の中野です。15ページの128番の_____さんの自作地の数値が88, 531、次のページの72番の_____さんの自作地等の数値が違うのはなぜですか。

議長（箕輪展忠君）事務局。

農地係長（村中健大君）お答えします。同姓同名の別人であるため数値が違うことになります。

農業委員（中野雄一郎君）わかりました。

議長（箕輪展忠君）よろしいですか。

農業委員（中野雄一郎君）はい。

議 長（箕輪展忠君）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は許可することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時16分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時16分

議 長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第82号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）20ページをお願いします。議案第82号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、21ページです。今回は、合計4件17筆31,702平方メートルです。以上です。

議 長（箕輪展忠君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、深持地区 古谷 朝直 農地利用最適化推進委員が欠席しているため、代わりに事務局から説明させます。

農地係長（村中健大君）34番の調整内容を報告します。2月14日午前9時、農業委員会会長室において、農用地利用調整会議が行われました。本件は、出し手の

労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書が作成され、農業委員会へ提出されました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）次に、藤坂地区 市崎 貴之 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（市崎貴之君）35番の調整内容を報告します。2月14日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）市崎推進委員ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、切田地区 田中 稔 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（田中稔君）36番の調整内容を報告します。2月14日午前11時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）田中推進委員ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、伝法寺地区 小笠原 一成 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（小笠原一成君）37番の調整内容を報告します。2月28日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）小笠原推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）ただいま、各委員のみなさまからご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しております。以上です。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は要請することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時21分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時22分

議 長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時22分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時23分

議 長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第83号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）22ページをお願いします。議案第83号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計

画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定は、23ページから33ページです。今回は、合計20件79筆216,933平方メートルです。再設定は、24ページの100番と101番の2件で、その他はすべて新規の権利設定です。利用権の設定期間は、5年又は10年となっています。次に、使用貸借による権利設定は、34ページです。今回は、合計2件2筆7,015平方メートルです。2件とも新規で、ともに設定期間は5年となっております。なお、今回協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時24分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時24分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時25分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時25分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第84号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）35ページをお願いいたします。議案第84号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。36ページです。賃借権によるものが、合計1件1筆8,039平方メートルで、新規設定となっております。次に37ページです。使用貸借によるものが、合計1件3筆11,214平方メートルで新規設定となっております。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時26分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時27分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第85号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）38ページをお願いします。議案第85号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の

規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、39ページから40ページです。今回は、7件8筆6,488.19平方メートルです。農地区分の判断などについて、ご説明いたします。57番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場を整備するものです。場所は、三木野公園から北に約200メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第3種農地に該当します。58番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、南小学校から北に約500メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第3種農地に該当します。非農地併用の案件です。59番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、スーパーシティアサヒ十和田店から北西に約250メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第3種農地に該当します。60番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲9区画の整備を行うものです。場所は、北園小学校から西に約850メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第3種農地に該当します。小規模開発行為の対象です。61番の転用事由は、農地を売買で取得し、共同住宅2棟を建築するものです。場所は、三本木中学校から西に約400メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第3種農地に該当します。非農地併用の案件で、小規模開発行為の対象です。62番の転用事由は、農地を売買で取得し、車両置場を整備するものです。場所は、一本木沢温泉から北に約500メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の面積の2分の1拡張のため不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。63番の転用事由は、営農型太陽光発電設備を設置するもので、一時転用の許可を更新するものです。場所は、イオンスーパーセンター十和田店から南東に約2キロメートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、3年間の一時転用により、不許可の例外に該当します。以上です。

議長（箕輪展忠君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。4番 沢目 勝弘 委員お願いいたします。

報告委員（沢目勝弘君） 農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は合計7件です。3月5日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時45分に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりますので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君） 沢目委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君） これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (箕輪展忠君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (箕輪展忠君) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 (箕輪展忠君) 次に議案第86号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長 (櫻田修一郎君) 41ページをお願いいたします。議案第86号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について。「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知及び令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、別紙のとおり最適化活動の目標の設定等を決定することの承認を求める件です。内容は、42ページから44ページです。毎年度の農業委員会による最適化活動の目標については、通知により、毎年度3月末までに翌年度の目標を設定することとなっております。令和6年度最適化活動の目標の設定等については、記載要領等に基づき目標とすべき数値を設定しております。主な点について、説明させていただきます。Ⅰ農業委員会の状況については、令和6年4月1日現在の状況について、農林業センサスなどの統計資料に基づき記載しております。43ページ、Ⅱ最適化活動の目標のうち、1の(1)農地の集積は、令和4年度末の数値です。②の目標については、今年度の集積目標面積を60ヘクタールとし、目標集積率を60.7パーセントとしています。(2)の遊休農地の解消については、令和5年度に実施した農地パトロールとその後の利用意向調査等の結果を反映した数値となっております。令和5年度末の遊休農地面積11.3ヘクタールのうち、解消の目標面積は、アのaの欄、既存の再生可能緑区分の2.2ヘクタールとイの令和5年度に新規に発生した再生可能緑区分の1.2ヘクタールを設定しております。44ページ、(3)新規参入につきましては、今年度も最適化活動として取り組んでいただいた、新規参入者への農地貸付等について同意を得る面積について、21.5ヘクタールを設定しております。2最適化活動における活動日数や活動強化月間の取組については、令和5年度と同様の内容として目標設定いたしました。以上、主要な項目のみご説明させていただきました。今年度、重点的に取り組んでいただいた日常活動の見える化のための活動記録簿の提出等、委員の皆様方には、引き続き事務的な作業等もお願いすることとなります。この、日々の活動状況は、国から交付される最適化交付金の交付額にも反映されます。来年度も、活動の実施状況については、委員の皆様

と密に情報共有しながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。11番。

農業委員（奥山博君）11番、奥山です。ただいまの説明の中に43ページの中程にある、遊休農地の解消ということでございますが、ここの中に1号遊休農地という形で示されてあります。1号あるいは他の区分における2号と3号とかあると思われませんが、1号遊休農地はどのような位置付けですか。

議長（箕輪展忠君）事務局。

農地係主査（佐々木徳幸君）ただいまの質問にお答えいたします。遊休農地には1号遊休農地と2号遊休農地というのがあります。1号遊休農地が、通常農地パトロール等で皆様に確認していただいている荒地、耕作せずに荒れている状態等、再生可能緑、再生可能黄色と判断していただきますけれども、そちらが1号遊休農地となります。2号遊休農地というのは、農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比べて、著しく劣っていると認められる農地となります。こちらは、現在十和田市にはありませんので数値としては計上しておりません。

議長（箕輪展忠君）よろしいですか。

農業委員（奥山博君）了解です。

議長（箕輪展忠君）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第87号を上程いたします。事務局から提案理由を説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）45ページをお願いいたします。議案第87号、令和6年度

十和田市農業委員会事業計画について。別紙のとおり令和6年度十和田市農業委員会事業計画を定めたいので、承認を求める件です。内容は、46ページからになります。毎年度の農業委員会事業計画につきましては、例年、前年度3月の総会において、内容をご審議いただき決定しているところでございます。今回は、令和6年度の事業計画の案を取りまとめましたので、主な項目を中心に、内容についてご説明いたします。まず、46ページの基本方針については、社会情勢、経済情勢、また農林業センサスによる統計数値などにより、農業を取り巻く現状を記載しております。中程からは、国において進められている食糧・農業・農村基本法の改正に伴い、今後一層委員の皆さんの活動の強化が求められるであろうこと、また昨年度皆さんにご協力いただいた、目標地図の素案を基に、令和6年度は市側と協力し、地域計画の完成を目指すことが記載されております。次に事業計画ですが、47ページから48ページにかけての農地対策事業については、基本的に法令業務の適正な執行となっておりますので、大きな変更点はございません。48ページ中程からの、農業振興対策事業についても、昨年同様の事業内容となっております。50ページの令和6年度の新たな取り組み課題について、(1)改正農業経営基盤強化促進法への対応については、今年度作成いたしました目標地図の素案を基に、市と協力して地域計画の作成に取り組む、(2)のタブレット端末の活用は、導入した20台のタブレット端末を委員の皆様にご本格的に活用していただく事になりますので、そのためのフォローアップを行っていくことの、以上2点となっております。以上、主な項目についてのみ説明させていただきましたが、実務の運用面におきまして、ここには記載されていない、検討すべき細かな課題も多くございます。この点については、情報収集に努め、遺漏のないよう進めてまいります。また、令和5年度の今の時期はまだコロナ禍の中にありましたが、令和5年5月8日から5類に移行となり、約3年続いたコロナ禍の影響で、中止等を余儀なくされていた事務事業も本来の活動に戻ってきております。各種事業などの実施につきまして、都度、委員の皆様と情報共有、連携して進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第87号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和5年度第13回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。
誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時41分 —————